

平成26年度文部科学省調達改善計画の年度末自己評価結果
(対象期間:平成26年4月1日～平成27年3月31日)

平成27年6月18日
文部科学省

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
(ア)教育、研究開発等の委託契約の見直し 教育、研究開発等の委託契約のうち、文部科学省の施策目標毎の主要な事業に含まれる委託契約について、引き続き外部有識者で構成する審査委員会による事前審査を行い、必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保を図る。		年度当初に、文部科学省の施策目標毎に重要性や予算規模を踏まえ抽出した主要な事業に含まれる委託契約を対象として選定し、当該契約を所管する各局課において、それぞれ外部有識者で構成する審査委員会を設置し、契約の必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の観点から事前審査を実施した。 【実施件数】 86件 一般競争(総合評価) 42件 随意契約(企画競争) 44件	外部有識者で構成する審査委員会による事前審査を行った結果、いずれの委託契約においても指摘事項等がなく、仕様内容が適正であること等が確認されたことにより、委託契約の必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保が図られた。	A	—	引き続き実施。 なお、事前審査の取組内容のより一層の適正化に努める。
(イ)庁費類(汎用的な物品・役務)の調達の見直し 汎用的な物品・役務の調達について、定量的な目標を以下のとおり定め、調達改善の取組をより一層推進するものとする。 【数値目標】 ・新規に共同調達を実施する案件について、対前年度比1割程度の削減を目指す。 ・共同調達について、「クリーニング」及び「テープ起こし」の2類型を新規導入するとともに、スケールメリットによる更なる経費削減を図るため、複数の類型を統合して共同調達を行う。 目標実施数 14類型 目標金額 おおよそ296百万円から311百万円 ・競り下げについては、引き続き9類型を実施することとし、目標件数及び金額を以下のとおりとする。 目標件数 30件 目標金額 おおよそ23百万円から34百万円	○	共同調達について、14類型のうち、調達需要のなかった1類型を除く13類型(新規導入することとした2類型を含む)を対象に、金融庁及び会計検査院と連携して、総額約2.9億円の調達を実施した。 なお、計画で予定していなかった「図書」についても新規の類型として、金融庁及び会計検査院との共同調達を実施した。 また、競り下げについては、5類型・21件の品目を対象に、総額約17百万円の調達を実施した。 (※共同調達・競り下げの実施した取組内容の詳細は、下記①～⑨を参照。)	共同調達について、対前年度比約4百万円の削減効果があった。そのうち新規に共同調達を実施した2類型については、対前年度比1,117千円(17.3%)の削減効果があり、対前年度比1割程度の削減目標を達成した。 なお、計画で予定していなかった図書については、対前年度比2,004千円(16.5%)の削減効果があった。 また、競り下げでは、開始価格合計20,418千円(合計)から最終価格の合計は16,609千円(合計)となり、3,809千円(18.7%)の削減効果があった。 このほか、調達改善に資する取組の実施により、以下に掲げる効果があった。 ○調達ヘルプデスクの設置により、調達事務の効率化が図られた。 ○CIO補佐官からの助言を踏まえ、仕様がオーバースペックとなっていないか等の観点から見直すことで、契約の適正性が図られた。 ○オープンカウンター方式による見積書の受付を実施することで、事務の効率化が図られた。 ○カラーコピーの縮減及びコピー用紙の削減など、コスト削減に向けた取組が推進された。 ○雑誌、定期刊行物、新聞等の購入部数の縮減により、コスト削減が図られた。 ○会計業務マニュアルを見直し情報提供することで、調達業務を含む会計業務全般に資する知識等の理解促進が図られた。	A	一部の共同調達において、削減効果が得られなかったものがあった。 理由としては、複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため価格が下げ止まり、削減効果がなかったものと考えられる。 また、調達ヘルプデスクの設置、CIO補佐官による仕様等の助言、オープンカウンター方式等の新しい試みの一層の推進と、更なる工夫にも努める。	引き続き実施。 なお、共同調達・競り下げの実施に当たっては、費用対効果(削減効果)を検証しつつ取組むものとする。 また、調達ヘルプデスクの設置、CIO補佐官による仕様等の助言、オープンカウンター方式等の新しい試みの一層の推進と、更なる工夫にも努める。
【共同調達・競り下げ】 ①事務用什器(書庫、収納棚、会議用テーブルなど) 年2回実施予定 【2～3百万円】		8月及び1月に文部科学省単独での競り下げによる調達を実施。	競り下げ開始価格729千円から最終価格は716千円となり、13千円(1.8%)の削減効果があった。 なお、金融庁、会計検査院とも、需要がなかったため、文部科学省単独での調達となった。	A	—	引き続き実施。
【共同調達・競り下げ】 ②事務用機器(強力パンチ、テブラ、電動消しゴムなど) 年2回実施予定 【2～3百万円】		8月に文部科学省単独での競り下げによる調達を実施。 なお、下半期(1月)にも調達を予定していたが、競り下げを実施するまでの調達需要がなかったため、未実施。	競り下げ開始価格1,095千円から最終価格は980千円となり、115千円(10.5%)の削減効果があった。 なお、金融庁、会計検査院とも、需要がなかったため、文部科学省単独での調達となった。	A	—	引き続き実施。
【共同調達・競り下げ】 ③OA機器(ICレコーダー、ICカードリーダーなど) 年2回実施予定 【2～3百万円】		競り下げを実施するまでの調達需要がなかったため未実施。	—	—	—	引き続き実施。
【共同調達・競り下げ】 ④家電(液晶テレビ、レコーダー、ポットなど) 年2回実施予定 【1～1.5百万円】		8月に文部科学省単独での競り下げによる調達を実施。 なお、下半期(1月)にも調達を予定していたが、競り下げを実施するまでの調達需要がなかったため、未実施。	競り下げ開始価格637千円から最終価格は466千円となり、171千円(26.8%)の削減効果があった。 なお、金融庁、会計検査院とも、需要がなかったため、文部科学省単独での調達となった。	A	—	引き続き実施。
【共同調達】 ⑤事務用消耗品等(フラットファイルなど288品目) 【50～53百万円】		平成26年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。	平成25年度及び平成26年度の両年度において、同等製品で共同調達を行ったものと比較したところ、前年度とほぼ同額であった。	A	複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため価格が下げ止まり、前年度に比して削減効果がなかったものと考えられる。	引き続き実施。
【共同調達】 ⑥コピー用紙(A3など4品目) 【82～83百万円】		平成26年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。(会計検査院で調達を実施)	平成25年度及び平成26年度の両年度において、同等製品で共同調達を行ったものと比較したところ、前年度とほぼ同額であった。	A	複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため価格が下げ止まり、前年度に比して削減効果がなかったものと考えられる。	引き続き実施。
【共同調達】 ⑦ガソリン(バイオガソリンなど2品目) 【14～15百万円】		平成26年3月及び9月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。	平成25年度及び平成26年度の両年度において、同等製品で共同調達を行ったものと比較したところ、前年度とほぼ同額であった。	A	複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため価格が下げ止まり、前年度に比して削減効果がなかったものと考えられる。	引き続き実施。 なお、平成27年度より価格変動条項を盛り込んだ年間契約に移行した。
【共同調達】 ⑧配送 【12～13百万円】		平成26年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。(金融庁で調達を実施)	平成25年度及び平成26年度の両年度において、共同調達を行ったものと比較したところ、前年度とほぼ同額であった。	A	複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため価格が下げ止まり、前年度に比して削減効果がなかったものと考えられる。	引き続き実施。

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
【共同調達】 ⑨速記 [50～51百万円]		平成26年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。	平成25年度及び平成26年度の両年度において、共同調達を行ったものと比較したところ、前年度比2,458千円(4.7%)の削減効果があった。	A	—	引き続き実施。
【共同調達】 ⑩複写機用消耗品(リコー機用、75品目) [46～47百万円]		平成26年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。(会計検査院で調達を実施)	平成25年度及び平成26年度の両年度において、同等製品で共同調達を行ったものと比較したところ、前年度とほぼ同額であった。	A	複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため価格が下げ止まり、前年度に比して削減効果がなかったものと考えられる。	引き続き実施。
【共同調達】 ⑪複写機用消耗品(ゼロックス機用、18品目) [6～7百万円]		平成26年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。	平成25年度及び平成26年度の両年度において、同等製品で共同調達を行ったものと比較したところ、前年度比348千円(6.8%)の削減効果があった。	A	—	引き続き実施。
【共同調達】 ⑫複写機用消耗品(キヤノン機用、24品目) [4～5百万円]		平成26年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。(金融庁で調達を実施)	平成25年度及び平成26年度の両年度において、同等製品で共同調達を行ったものと比較したところ、前年度比2千円(0.08%)の削減効果があった。	A	—	引き続き実施。
【共同調達】 ⑬クリーニング [1～1.5百万円]	○	平成26年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。	平成25年度及び平成26年度の両年度において、比較可能なものについて比較を行ったところ、前年度とほぼ同額であった。	A	今年度より共同調達を実施したが、調達規模が小さいことから、対前年度に比して削減効果がなかったものと考えられる。	引き続き実施。
【共同調達】 ⑭テープ起こし [6～7百万円]	○	平成26年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。	平成25年度及び平成26年度の両年度において、共同調達を行ったものと比較したところ、前年度比1,130千円(18.8%)の削減効果があった。	A	—	引き続き実施。
【競り下げ】 ⑮梱包発送 年7回実施予定 [2～3百万円]		競り下げによる調達が実施可能な7件について、実施。	競り下げ開始価格の合計7,421千円から最終価格の合計は6,137千円となり、1,284千円(17.3%)の削減効果があった。	A	—	引き続き実施。
【競り下げ】 ⑯印刷物 年12回実施予定 [8～10百万円]		競り下げによる調達が実施可能な9件について、実施。	競り下げ開始価格の合計9,925千円から最終価格の合計は7,735千円となり、2,190千円(22.1%)の削減効果があった。	A	—	引き続き実施。
【競り下げ】 ⑰OA機器用消耗品 [5～8百万円]		競り下げによる調達が実施可能な案件がなかったため未実施。	—	—	—	引き続き実施。
【競り下げ】 ⑱トナーカートリッジ(ゼロックス) [0.5～1百万円]		競り下げによる調達が実施可能な案件がなかったため未実施。	—	—	—	引き続き実施。
【競り下げ】 ⑲トナーカートリッジ(キヤノン) [0.5～1百万円]		競り下げによる調達が実施可能な案件がなかったため未実施。	—	—	—	引き続き実施。
(ウ)随意契約、一者応札・応募の見直し ①随意契約の見直し 競争性のない随意契約を行う案件について、個別案件毎に「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)」等に照らして、真にやむを得ないものかどうかの検証を行うものとする。検証は、内部監査において事前検証を行うとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会等において事後検証を行う。 また、第3四半期までの競争性のない随意契約の個別案件ごとのリストを作成し公表した。 なお、平成26年度第4四半期分の競争性のない随意契約については、平成27年度に開催する契約監視委員会等で事後検証を行ったうえで、検証結果を公表する予定。		競争性のない随意契約については、内部監査組織において、真にやむを得ないものかどうか、内部監査組織において事前検証を行うとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会等において事後検証を行った。 また、第3四半期までの競争性のない随意契約の個別案件ごとのリストを作成し公表した。 なお、平成26年度第4四半期分の競争性のない随意契約については、平成27年度に開催する契約監視委員会等で事後検証を行ったうえで、検証結果を公表する予定。	競争性のない随意契約については、内部監査組織による事前検証及び契約監視委員会等における事後検証を行うことにより、真にやむを得ないものに限定された(そのうち1件については、一般競争入札による調達に移行することになった)。また、個別案件毎に競争性のない随意契約を行った理由等を公表することにより、契約の透明性の確保が図られた。	A	競争性のない随意契約については、これまで内部監査組織による事前検証等を行ってきたところ、今後も真にやむを得ないものに限定されるよう、引き続きその見直しに努める必要がある。 また、平成27年度より財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われているか検証を行うこととした。 さらに、調達先が特定されている一部の調達案件を対象に、価格交渉を実施するとともに、その事例について本省及び外局等に情報共有を行うこととした。	引き続き実施。 なお、競争性のない随意契約を行う案件については、「公共調達の適正化」(平成18年8月25日財務大臣通知)等を踏まえ、引き続きその見直しに努める。 また、平成27年度より財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われているか検証を行うこととした。 さらに、調達先が特定されている一部の調達案件を対象に、価格交渉を実施するとともに、その事例について本省及び外局等に情報共有を行うこととした。

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
②一者応札・応募の改善 公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件について、内部監査において事前検証を行うとともに、調達担当課において実施した点検・見直しの結果について、外部有識者で構成する契約監視委員会等において事後検証を行う。 上記個別案件毎の点検・見直しの結果を取りまとめて公表するものとする。		公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件について、個別案件毎に改善方法を策定するとともに、当該改善方法に基づいて調達手続きがなされているか内部監査組織において事前検証を行った。 また、外部有識者で構成する契約監視委員会等において事後検証を行うとともに、四半期毎にその検証結果について公表した。 なお、平成26年度第4四半期分の一者応札・応募案件については平成27年度に開催する契約監視委員会等で事後検証を行ったうえで、検証結果を公表する予定。 このほか、一者応札・応募の改善に資するため、主に次の取組を実施した。 ○入札に当たっては、可能な限り競争参加資格要件上位及び下位1級又は2級の等級の設定に努めた。 ○各部署等に対して「一者応札・応募の要因分析と改善方法」(H21.3.24文部科学省大臣官房会計課長通知)を再周知し、一者応札・応募の改善に資する取組のより一層の推進を促した。	公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件については、内部監査組織による事前検証により、公告・公募期間の十分な確保や仕様書の記載内容の明確化、事業に係る情報提供の充実を図るなど、改善に向けた取組を実施したところであるが、事業内容の特殊性や専門性等により直ちに改善できないものもあったため、引き続きその改善に努める必要がある。	A		引き続き実施。 なお、一者応札・応募となった案件については、「平成24年度調達改善の取組に関する点検結果」(平成25年8月6日行政改革推進会議)等を踏まえ、引き続きその改善に努める。 また、平成27年度より外部有識者で構成する審査委員会等による事後検証の結果、特殊な技術や整備等が不可欠であり、今後の調達においても特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれるものについては、必要となる特殊な技術又は設備等を明示した上で契約の相手方を公募する「随意契約事前確認公募」を実施し、当該技術等を有している者がいないことを確認するものとした。
(エ)その他の取組 ①ネットオークションの活用 ネットオークションを活用した不要物品の売り払いを引き続き実施する。		売り払い可能な不要物品が発生しなかったため未実施。	—	—	—	引き続き実施。
②水道料金支払いの効率化 一部の出先施設の水道料金の支払いにクレジットカードを引き続き活用する。		文部科学省資料保管所(白山)の水道料金について、引き続き、クレジットカードによる支払いを実施。 この他、公用車におけるETCカードでの高速料金についても、クレジットカードによる支払いを実施。	水道料金及び高速料金の支払事務の効率化が図られた。	A	—	引き続き実施。
③出張旅費の効率化 ・SEABIS(旅費等内部管理業務共通旅費システム)導入による旅費業務の運用の見直しに沿った省内旅費マニュアルを策定し、省内に周知する。 ・文部科学本省において従来から行っている旅費業務アウトソーシングについて、これまでの仕様に外国旅行の場合の航空券等手配も加え、複数の旅行会社からの見積り取を制度化し、更に旅費節減を推進する。 ・上記二つの取組を踏まえ、より利用する職員等のニーズに合った旅費業務アウトソーシングの仕様について検討し、翌年度の契約(平成27年度)に反映させる。	○	・SEABISの導入にあわせ、旅費マニュアル等を策定するとともに、省内説明会を開催して運用の見直しについて周知した。 また、当該運用の見直しに沿って文科省旅費チェックマニュアルを改定するとともに、局課からの問い合わせのあった事項についてQ&Aを作成、必要に応じ更新し、省内全局課に周知した。 ・旅費業務アウトソーシングの業務範囲に外国旅行の航空券手配、見積書の徴収支援等を加えるなど、サポート体制を整えた上で、複数の旅行会社からの見積り取を原則化した。 ・SEABISの運用状況を踏まえ、職員等のニーズに合った旅費業務アウトソーシングの仕様について翌年度の契約(平成27年度)に反映した。	・平成26年9月よりSEABISを導入し、旅費業務について、各府省共通の「旅費業務に関する標準マニュアル」に基づく手続の統一化、標準化がなされるとともに、旅費マニュアル等を策定・周知することで、旅費業務の効率化が図られた。 ・外国旅行の航空券の見積り取について、各局課旅費事務担当者の業務負担軽減が図られた。 (参考:アウトソーサーの取扱った外国旅行の手配件数が前年度比22%増加)	A	SEABISの機能について、運用開始後も開発省庁に多くの改善要望が提出され、順次改修することとされたこと、また、システム及び新運用の習熟期間が短かったことから、旅費事務担当者に負担が出ている。 今後も開発省庁と緊密に連絡調整を行い、機能改善が早期に実現されるよう働きかけていく必要がある。	引き続き実施。
④総合評価落札方式 評価基準、配分方法等の客観性や妥当性の検証を引き続き行う。		内部監査組織において評価基準、配分方法等の客観性や妥当性について事前監査を実施するとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会において事後検証を実施した。	内部監査組織による事前監査の実施とともに、外部有識者による事後検証を実施することで、総合評価落札方式における評価の客観性や妥当性、契約の競争性、適正性の確保が図られた。	A	総合評価落札方式における配分方法等の客観性や妥当性の確保のために、更なる検証、検討の必要がある。	評価基準、配分方法等の客観性や妥当性の確保について、実地監査を活用するなど、事後検証の一層の充実を図る。
⑤国庫債務負担行為の活用 調達コストの低減や契約の適正化を図る観点から複数年契約が適切と認められる案件を抽出し、国庫債務負担行為の適用条件を満たしているか検証を行うなど、国庫債務負担行為の更なる活用を努める。		「中央教育審議会委員管理データベース」、「電子入札・開札等システムの移行設定業務」及び「文化庁ローカルシステム」の3件の調達契約について、国庫債務負担行為による複数年契約を締結した。 また、平成27年度は施設等機関の電子計算機等借料2件、536,266千円を国庫債務負担行為として予算措置した。	国庫債務負担行為を活用して、複数年契約を締結することにより、調達事務の効率化が図られた。 また、平成27年度概算要求においても、複数年契約が適切と認められる案件を抽出し、国庫債務負担行為の更なる活用を図った。	A	—	引き続き実施。
⑥調達情報の提供 ・競争参加者の確保を図るため、引き続き、調達予定情報を半期毎にホームページで公表する。 ・契約に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報を引き続きホームページで公表する。		平成26年度前期及び後期の調達予定情報について、それぞれ3月及び9月にホームページで公表(288件)した。 また、財務大臣通知に基づき、契約案件毎に契約情報の公表を行った。	契約予定情報を公表し、新規参入希望者が入札に参加しやすい環境を整えることで、契約の競争性が向上するとともに、一者応札・応募の改善に寄与した。 また、契約情報を公表することで、契約の透明性の確保が図られた。	A	—	引き続き実施。

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
(オ) 調達改善計画の推進体制 1) 推進体制の整備 適切なガバナンスを発揮する観点から、文部科学省大臣官房長を総括責任者とする文部科学省の行政事業レビュー推進チーム(以下「チーム」という。)が本計画を決定し、取組の総括を行う。 また、本計画の実務の推進を調達改善ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)が行う。		行政事業レビュー推進チームが本計画を決定し、取組の総括を行った。 また、調達改善ワーキングチームが本計画の実務を推進した。	行政事業レビュー推進チーム及び調達改善ワーキングチームが本計画の取組を推進することにより、適切なガバナンスが発揮された。	A	—	引き続き実施。
2) 外部有識者の活用 随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、公共工事又は物品・役務等の区分に応じ、それぞれ外部有識者からなる入札監視委員会(弁護士2名、公認会計士1名、大学教授3名)又は物品・役務等契約監視委員会(弁護士1名、公認会計士1名、大学教授3名)(本計画において「契約監視委員会等」という。)が原則として四半期毎に会合を開催し、事後検証を行う。 また、本計画の策定、自己評価の実施等の際には、契約監視委員会等の委員に意見を求める。		随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、外部有識者からなる契約監視委員会等を四半期毎に会合を開催し、事後検証を行った。 また、本計画の策定、自己評価の実施等の際には、契約監視委員会等の委員から意見を聴取した。 なお、第4四半期分の随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、平成27年度に開催する契約監視委員会等で事後検証を実施する予定。	外部有識者の活用により、客観性の向上及び透明性の確保が図られた。	A	—	引き続き実施。
3) 内部監査の活用 随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、内部監査において事前検証を行う。		随意契約の見直し及び一者応札・応募の改善等について、内部監査組織において事前検証を行った。	随意契約については、内部監査組織による事前検証(書面監査)により、真に競争性のない随意契約によらざるを得ない案件に限定された。 また、一者応札・応募についても同様の事前検証により、昨年度からの改善方策の徹底や仕様書の記載内容の明確化が図られた。	A	競争性のない随意契約については、今後も真にやむを得ないものに限定されるよう、引き続きその見直しに努める必要がある。 また、一者応札・応募となった案件については、公告期間の十分な確保や仕様書の記載内容の明確化を図るなどの改善を実施したが、事業内容の特殊性や専門性等により直ちに改善できないものもあったため、引き続きその解消に努める必要がある。	引き続き実施。 なお、一者応札・応募となった案件については、「平成24年度調達改善の取組に関する点検結果」(平成25年8月6日行政改革推進会議)等を踏まえ、引き続きその解消に努める。
(カ) 進捗把握及び自己評価の実施 1) 実施時期等 ワーキングチームは、調達担当課からの報告を受けて、半期毎(上半期:4月～9月、下半期:10月～3月)に本計画の進捗状況を取りまとめ、チームに報告する。 また、本計画の自己評価については、上半期終了後及び年度終了後に2)に定めるところにより行う。 2) 自己評価の方法 ① ワーキングチームは、上半期終了後においては概ね10月末までに、年度終了後においては概ね翌年度7月末までにそれぞれの期間における取組実績(目標の達成状況、調達の具体的な改善状況、契約監視委員会等による検証結果)について取りまとめる。 ② ワーキングチームは、上記取組実績をもとに、見直しによる効果、成果の達成状況の観点から自己評価案を作成し、チームに報告する。 ③ チームは、調達の改善状況を確認し、自己評価を決定するとともに、計画どおりに実施されていないと判断した取組については原因を把握し、関係局課に改善を指示する。 なお、自己評価結果には、実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題、今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項等を盛り込む。 3) 自己評価結果の公表 本計画の取組状況の自己評価は、ホームページにおいて公表するものとする。		ワーキングチームが取組実績を取りまとめ、自己評価案を作成し、チームに報告した後、チームは調達の改善状況を確認し、自己評価を決定した。 なお、本自己評価については、文部科学省ホームページで公表を行った。	適切な進捗管理及び自己評価を実施し、調達改善の取組が推進された。	A	—	引き続き実施。
(キ) 人事評価への反映及び人材育成 業績評価において、自身の担当する業務分野でコスト意識や業務改善に留意した目標を設定可能な場合は、業務目標の設定を行い、本計画に係る取組が人事評価に適切に反映されるよう取り組むこととする。 また、調達の専門人材を育成するため、調達手法等を含めた会計研修の更なる充実を図る。		コスト意識や業務改善に留意した目標を設定した場合には、人事評価に適切に反映されるよう省内に周知した。 また、平成26年5月の一ヶ月間において、省内若手職員を対象とした会計事務研修(調達制度及び手続等を含む。)を実施した。	予算執行を担う職員の重要性を認識し、効率化やコストを意識して業務に取り組むことへの理解が図られた。	A	—	引き続き実施。
(ク) その他 1) 取組状況等の公表 本計画に関する取組状況等は、ホームページにおいて公表するものとする。		平成26年度調達改善計画を文部科学省ホームページで公表した。	調達改善計画を公表することにより、取組内容の透明性が図られた。	A	—	引き続き実施。

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
2)計画の見直し 本計画については、本部決定の改定や進捗状況等を踏まえ、必要が生じた場合には、所要の見直しを行うものとする。		平成26年度において、計画の見直しの必要はなかったため、見直しは行っていない。	不断の見直しを実施することによって、本計画がより適切なものとなる。	—	—	—
3)その他 本計画に定めるもののほか、計画の実施に関して必要な事項は、チームの統括責任者が別に定める。		平成26年度において、別に定める事項が生じなかったため実施していない。	必要な事項を定めることによって、本計画がより適切なものとなる。	—	—	—

(※)

A: (定量的な目標)目標達成率90%以上

(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組

B: (定量的な目標)目標達成率50%以上

(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組

C: (定量的な目標)目標達成率50%未満

(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況

会議等名称: 物品・役務等契約監視委員会

開催日時: 持ち回り

外部有識者からの意見	意見に対する対応
<p>調達改善計画については、目標を概ね達成しており、年間を通じてしっかり取り組んでいる。</p> <p>なお、共同調達及び競り下げの実施については、全体的には削減効果があったが、類型別では上半期同様に効果があがっていない調達がある。これは震災や円安による影響も考えられるが、引き続き費用対効果を検証しながら取り組んでもらいたい。</p>	<p>費用対効果(削減効果)を検証しつつ、引き続き取り組んでいくこととする。</p>
<p>一者応札・応募の改善について、十分な取組がされているが、事業内容の特殊性や専門性等により直ちに改善できないものについては、より一層の工夫を行うなど、改善に向けて、引き続き努めていただきたい。</p>	<p>一者応札・応募の改善について、引き続き取り組み、特に事業内容の特殊性や専門性等により直ちに改善できないものについては、より一層の工夫を行うなど、改善に向けて、引き続き努めていくこととする。</p>